その他告示

○財務省告示第百七十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年六月二十九日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第157回	95,190,000円	95,152,096円
〃	第158回	127,200,000円	127,149,348円
〃	第159回	50,340,000円	50,319,970円
〃	第160回	46,750,000円	46,731,390円
〃	第161回	95,420,000円	95,351,596円
〃	第162回	200,430,000円	200,126,556円
〃	第163回	53,090,000円	53,068,862円
〃	第164回	200,870,000円	200,789,996円
〃	第165回	145,100,000円	145,042,210円
〃	第166回	226,570,000円	226,281,172円
〃	第167回	271,340,000円	270,950,868円
〃	第168回	260,450,000円	259,848,186円
〃	第169回	538,150,000円	536,434,794円
〃	第170回	504,830,000円	503,301,390円
〃	第171回	387,050,000円	386,186,508円
〃	第172回	915,010,000円	912,239,366円
〃	第173回	986,750,000円	984,076,750円
〃	第174回	910,330,000円	906,785,410円
〃	第175回	1,453,370,000円	1,446,421,468円
〃	第176回	573,880,000円	571,060,410円
〃	第177回	720,040,000円	715,817,604円
〃	第178回	1,556,840,000円	1,546,047,266円
〃	第179回	6,604,790,000円	6,563,738,774円
〃	第180回	5,000,000円	4,972,279円
〃	第181回	47,000,000円	46,717,683円
〃	第182回	5,000,000円	4,973,408円
〃	第183回	1,000,000円	995,139円
〃	第184回	6,500,000円	6,471,445円
〃	第185回	5,050,000円	5,029,204円
〃	第186回	5,000,000円	4,976,268円
〃	第188回	2,000,000円	1,992,521円
〃	第189回	30,000,000円	29,920,028円
〃	第190回	8,000,000円	7,991,483円
〃	第191回	64,200,000円	64,186,721円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第123回	69,800,000円	69,772,198円
〃	第124回	10,750,000円	10,745,722円
〃	第125回	73,050,000円	73,020,906円
〃	第126回	130,210,000円	130,158,136円
〃	第127回	134,730,000円	134,676,334円
〃	第128回	63,100,000円	63,074,866円
〃	第129回	113,300,000円	113,254,878円
〃	第130回	198,240,000円	198,161,044円
〃	第131回	133,050,000円	132,997,006円
〃	第132回	250,500,000円	250,400,218円
〃	第133回	145,380,000円	145,322,100円
〃	第134回	88,100,000円	88,064,918円
〃	第135回	115,620,000円	115,573,956円
〃	第136回	116,960,000円	116,913,416円